

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年12月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000074号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000069号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成11年4月1日から平成11年3月20日に訂正し、平成11年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年12月31日から平成12年1月1日に訂正し、平成11年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成11年3月20日から同年4月1日までの期間及び平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年3月20日から同年4月1日までの期間及び平成11年12月31日から平成12年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成11年3月20日から同年4月1日まで

② 平成11年12月31日から平成12年1月1日まで

平成11年3月20日からA事業所に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成11年4月1日となっている。

また、平成11年12月末をもって退職したいとA事業所の代表に願い出て、承諾されて退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成11年12月31日となっている。

給料支払明細書を提出するので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者からA事業所に係る平成11年3月分から平成12年1月分までの給料支払明細書が提出されているところ、請求期間①について、平成11年3月分及び平

成 11 年 4 月分給料支払明細書の労働日数欄にはそれぞれ「自 3 月 20 日」、「自 3 月 21 日 至 4 月 20 日」と記載され、給与の計算期間は平成 11 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで継続していることが確認できる上、B 社の事業主は、当該給料支払明細書の記載内容から判断すると、請求者は、平成 11 年 3 月 20 日に A 事業所に入社し、平成 11 年 3 月中は試用期間であったものの、正社員と同様の勤務日数及び勤務時間であり、継続して勤務していたと考えられる旨回答及び陳述していることから、請求者は、請求期間①において A 事業所に勤務していたことが推認できる。

また、請求期間②について、平成 12 年 1 月分給料支払明細書の労働日数欄には「自 12 月 21 日 至 12 月 31 日」と記載されている上、B 社の事業主は、12 月末で退職する者について、12 月 31 日は休業日であるため、12 月 31 日まで在籍していたものと考えられる旨陳述していることから、請求者は、請求期間②において A 事業所に在籍していたことが推認できる。

さらに、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料控除について、B 社は、当時の給与計算及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、資料もないため不明である旨回答しているものの、給料支払明細書によると、厚生年金保険料は、平成 11 年 4 月分給与から平成 12 年 1 月分給与まで継続して控除されていることが確認でき、B 社における現在の厚生年金保険の取扱い及び同社の事務担当者の陳述内容を踏まえると、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を翌月控除により給与から控除されていたと認められる。

加えて、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが必要である。

また、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 11 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間の請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答している一方、厚生年金保険被保険者資格取得届については、オンライン記録どおりの平成 11 年 4 月 1 日を資格取得年月日として社会保険事務所（当時）に対し提出した旨回答しており、厚生年金保険被保険者資格喪失届については、誤って平成 11 年 12 月 31 日を資格喪失年月日として社会保険事務所に対し提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 11 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日までの期間及び平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（平成 11 年 12 月 31 日から平成 12 年 1 月 1 日までの期間については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料

を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所B課(現在は、A事業所C課)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月1日から同年7月まで

平成9年7月から平成10年3月31日までの期間にD事業所E出張所にF職として勤務し、平成10年4月1日から同年7月までの期間にはD事業所G出張所にF職として勤務した。

しかし、D事業所E出張所に勤務した期間については、厚生年金保険の被保険者記録があるものの、D事業所G出張所に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所B課は、厚生年金保険の適用事業所として、H県内の出張所における臨時的雇用のF職に係る社会保険の適用を行っているところ、A事業所から提出された在職証明書、I事業所から提出された人事異動通知書(2通)及び請求期間当時のD事業所G出張所の同僚の回答によると、請求者は、請求期間のうち、平成10年4月8日から同年7月18日までの期間にD事業所G出張所のF職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、上述の在職証明書及び人事異動通知書によると、請求者は、D事業所G出張所に当初、平成10年4月8日付けで平成10年6月6日まで臨時的に雇用され、引き続き平成10年6月7日付けで平成10年7月18日まで臨時的雇用が更新されていることが確認できるところ、請求期間のうち、D事業所G出張所における当初の雇用期間である平成10年4月8日から同年6月6日までの期間について、臨時に使用される者であって、2か月以内の期間を定めて使用される者であることから、厚生年金保険法第12条の規定に該当すると認められ、厚生年金保険の被保険者とはならない。

また、請求期間のうち、D事業所G出張所における臨時的雇用が更新された期間である平成10年6月7日から同年7月18日までの期間について、厚生年金保険法第12条によると、2か月以内の期間を定めて使用される者が所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合は、厚生年金保険の被保険者とする旨規定されているところ、A事業所は、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについては確認できる資料がないものの、人事給与システム連絡票及び履歴照会（以下、併せて「システム上のデータ」という。）により、請求者が厚生年金保険に加入していない旨回答している。

さらに、A事業所C課の社会保険事務担当者は、賃金台帳等の資料は保管していないものの、システム上のデータによると、請求者がD事業所G出張所に勤務していた平成10年4月8日から同年7月18日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料を所持していない旨陳述している上、請求者の請求期間当時の住所地であるH県J郡K町（現在は、H県L市）は、請求期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。